

OB memoir

不正薬物等の  
密輸入と税関の対応

福田 浩昌

SINCE 1978

明治5(1872)年に運上所が税関に呼称統一されてから150年、税関は、国際貿易を通じて日本に流入する不正薬物等の密輸入を防ぎ、安全・安心な社会の実現を確保するため水際取締りに取り組んできました。この間、密輸の形態も旅客や乗組員による携帯密輸入から国際郵便、コンテナ貨物の利用、漁船による洋上の積替えなどますます悪質・巧妙化してきました。特に、覚醒剤の国内押収量全体に占める水際での押収量の割合は約98%と言われており、税関の役割は非常に重要となっています。税関は、不正薬物等の密輸阻止に向け様々な対策を行ってきましたが、その中から思い出話を書いてみたいと思います。

## 増加するコンテナ貨物への対応

コンテナ貨物を利用した大口の密輸事犯に対応するため、平成13(2001)年に大型X線検査装置が横浜港に初めて導入され、現在、全国13港の16か所に配備されています。導入当初は、大型X線検査画像で本当にコンテナ内に隠匿されている不正薬物等の摘発が可能なのか確信がもてず、ダミー(不正薬物に模した代替品)による貨物確認実験を実施したほか、税関間で職員を派遣して画像識別研修や既に大型X線検査装置を導入していた米国とドイツへの派遣研修を実施したり、大型X線担当者会議を開催し知見の向上や効果的な活用方法を共有したりしました。また、これまでの検査は、コンテナから貨物を全量取り出して行なう必要があり、時間もコンテナ1本当たり2時間程度かかっていましたが、それがわずか10分程度でできるようになり、コンテナ貨物が増加す

る中、迅速な検査にも対応することができました。導入前は、輸入者から「コンテナ全量取出検査を行なうと費用が高額となることから、何回も検査を行わないで欲しい。」との苦情があり、税関検査の趣旨を説明し費用負担をお願いしていました。この件については、平成12(2000)年1月の市場開放問題苦情処理体制(OTO)の会議においても、輸入者の負担を軽減する改善案などが審議され、当時、大型X線検査装置を導入する予定であることを説明のうえ、「検査時間の短縮、検査費用の削減が図られるものと考えている。」と回答しました。

## 事前情報を活用した検査選定

次に、情報の活用についてですが、不正薬物等の密輸を行うのは人であり、効果的な水際取締りのためには、ヒト、モノの情報をいかに早く正確に入手し分析するかが重要になります。これらの情報は、幕末の開国以来、船舶及び航空機の入港後に提出するものとなっていました。平成16(2004)年4月から不正薬物等の取締強化の観点から船舶及び航空機が入港する前に求めるという大きな方向転換が行われました。その後、平成19(2007)年2月に船舶又は航空機に係る積荷、旅客及び乗組員に関する事項の事前報告の義務化、平成23(2011)年10月にヒトに係る詳細な情報を求めるため、乗客予約記録(PNR)の報告を求めることとなりました。しかし、書面での報告が多く、情報分析に時間がかかることから、各航空会社を個別に訪問し協力を求め、平成31(2019)年3月より、PNRの電子的報告を義務化しました。また、海上コンテナ貨物については、平成26(2014)年3月より、出港24時間前の電子的報告制度が導入されており、事前情報による効果的な取締りが実施できていたことから、航空貨物についても情報内容を追加し、平成31(2019)年3月から電子的報告を義務化しました。

## 大型監視艇の活躍

税関は、海港や離島沿岸などにおける取締りのため監視艇を配備してきましたが、平成10(1998)年3月、南西諸島地域における取締りを強化するため大型監視艇「なんせい」が配備されました。この大型監視艇「なんせい」は、平成28(2016)年2月、海上保安庁との合同洋上取締りにおいて、大量の覚醒剤の摘発に関わりました。その際の功績に対して財務大臣から賞状が授与され、その賞状が「なんせい」の船内に掲示されているのを見たときに船舶職員の意識が向上しているように感じました。

監視艇は、不正薬物等の洋上取引の摘発に貢献しており、従来から必要性を勘案の上、適正配備に努めています。監

視艇は、長期間に渡って洋上の取締りなどに使用しますが、高額なものですので、監視艇の配備や運航のあり方については度々検討が行われています。現在は、近隣官署の監視艇による機動的取締り体制の構築により、小型監視艇を統廃合し、大型監視艇を密輸リスクの高い海域へ重点配備するなど、効果的・効率的に配備することとしています。洋上取引による大量の覚醒剤の密輸の摘発は後を絶ちません。大型監視艇を含む監視艇は、海港、洋上取締りに不可欠なものであり、引き続き、計画的な配備を行なってもらいたいと思います。

## 先端技術の活用と水際取締り

国際貿易がある限り不正薬物等の密輸は決してなくなることはありませんので、税関は、国民の安全・安心を守るため、検査機器の充実、事前情報の一層の活用、関係機関との連携強化などにより密輸阻止に取り組んで行く必要があると思います。特に、スマート税関構想2020においてAI等の先端技術を活用したX線検査画像審査支援などの検査機器の導入も検討されており、これらの先端技術と事前情報を活用して、検査対象とする貨物、船舶、旅客などを的確に選定する必要があります。そして、選定された貨物などの中に隠匿されている不正薬物等を発見するには職員の力が必要であり、人材育成も図りつつ、時代の変化に的確に対応した水際取締りに取り組んで頂きたいと思います。



監視課長時、職場の同僚と撮った写真。右から5人目が筆者(写真提供:福田氏)

回顧録

Hiromasa Fukuda

略歴

昭和53(1978)年4月 大蔵省入省(神戸税関)  
 平成15(2003)年7月 関税局業務課課長補佐(通関)  
 平成21(2009)年7月 関税局監視課監視取締調整官  
 平成24(2012)年7月 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社総務部長  
 平成27(2015)年7月 関税局監視課長  
 平成29(2017)年7月 長崎税関長  
 平成30(2018)年7月 門司税関長  
 令和元(2019)年7月 退官